

名古屋市公報	令和 3年 4月21日 第99号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局行政部法制課長 発行人

目	次	ページ
告 示		
○ 景観協定の縦覧	(住都・都市景観室) (第233号)	3
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課) (第234号)	4
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課) (第235号)	5
○ 特定計量器定期検査の実施	(経済・産業企画課) (第236号)	7
○ 特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託	(経済・産業企画課) (第237号)	9
○ 建築協定への加入	(住都・建築指導課) (第238号)	10
選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
○ 名古屋市長選挙における選挙期日について	(第4号)	11
○ 名古屋市長選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任について	(第5号)	12
○ 名古屋市長選挙における選挙長の事務を処理する場所について	(第6号)	13
○ 名古屋市長選挙における選挙会を開催する日時及び場所について	(第7号)	14
○ 名古屋市長選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所について	(第8号)	15
○ 名古屋市長選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額について	(第9号)	16
○ 各種直接請求等に必要な数について	(第10号)	17
○ 名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日について	(第11号)	19
選 挙 長 告 示		
○ 名古屋市長選挙における候補者の届出について	(第1号)	20
上 下 水 道 局 告 示		
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第7号)	22
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	25
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	27

- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告（住都・建築指導課）
-

28

名古屋市告示第 233 号

景観協定の縦覧

景観法（平成16年法律第 110 号）第81条第 4 項の規定により、景観協定の認可の申請がありましたので、同法第82条第 1 項の規定により告示するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。

令和 3 年 4 月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 景観協定の名称

那古野一丁目地区景観協定

2 景観協定区域

名古屋市西区那古野一丁目1601番 外

3 景観協定区域隣接地の区域

名古屋市西区那古野一丁目1603番 外

4 縦覧期間

令和 3 年 4 月12日から同年 4 月26日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

5 縦覧時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

6 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室（名古屋市役所西庁舎 4 階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室

名古屋市告示第234号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和3年4月12日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
公益財団法人山田貞 夫音楽財団	名古屋市中村区名駅南 四丁目12番19号	令和3年1月1日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 235号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 3年 4月14日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
亀山 敏広 名古屋市港区東蟹田 801番地の 1 宝マンション南陽町 406号
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
横井 亜梨沙 名古屋市港区秋葉三丁目77番地
横井 博紀 名古屋市港区秋葉三丁目77番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市港区小川一丁目89番、畑、367.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権
 - (2) 内容 畑として利用
 - (3) 存続期間 令和 3年 5月 1日から令和 6年 4月30日まで
 - (4) 借賃 年額12,000円
 - (5) (4)の支払方法 毎年 5月末日までに現金支払
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
367.00平方メートル
 - (2) 農作業従事者の状況

農業従事日数： 150日、農業従事者： 2人

(3) 農機具の保有状況

シャベル： 1、平くわ： 1、じょうろ： 1、鎌： 1、支柱： 30

ネット：10、センガリ： 1、草掘り： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 236 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 3 年 4 月 16 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域

中村区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
5 月 17 日（月）	中村スポーツセンター（駐車場）
5 月 18 日（火）	六反コミュニティセンター（談話室）
5 月 31 日（月）	中村スポーツセンター（駐車場）
6 月 2 日（水）	稲葉地コミュニティセンター（第 2 会議室）
6 月 9 日（水）	中村生涯学習センター（駐輪場）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 237 号

特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により本市が行う特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり委託しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 4 月 16 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 受託者

名古屋市中区栄二丁目 2 番 23 号
アーク白川公園ビルディング 8 階
株式会社スリール
代表取締役 加藤 勇人

2 委託期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 1 月 21 日まで

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第238号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、次のとおり建築協定に加入する旨の届出がありましたので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

また、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和3年4月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定地区の名称

みどりヶ丘東地域建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市緑区ほら貝三丁目189番	令和3年3月22日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市選挙管理委員会告示第 4 号

名古屋市長選挙における選挙期日について

公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第33条第 1 項の規定に基づき、名古屋市長選挙を次のとおり行う。

令和 3 年 4 月 11 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

選挙期日 令和 3 年 4 月 25 日

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第 5 号

名古屋市長選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第75条第 3 項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月25日執行の名古屋市長選挙の選挙長及び選挙長職務代理者を次のとおり選任した。

令和 3 年 4 月11日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

1 選挙長

氏 名 堀 場 章
住 所 名古屋市西区比良四丁目70番地

2 選挙長職務代理者

氏 名 佐 橋 典 一
住 所 名古屋市南区中割町 2 丁目42番地

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第 6 号

名古屋市長選挙における選挙長の事務を処理する場所について

令和 3 年 4 月 25 日執行の名古屋市長選挙における選挙長の事務を処理する場所を次のとおり定めた。

令和 3 年 4 月 11 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

選挙長の事務を処理する場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 名古屋市役所

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第7号

名古屋市長選挙における選挙会を開催する日時及び場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定に基づき、令和3年4月25日執行の名古屋市長選挙における選挙会を開催する日時及び場所を次のとおり定めた。

令和3年4月11日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

1 選挙会を開催する日時

令和3年4月26日 午前10時

2 選挙会を開催する場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所本庁舎2階 第1会議室

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第 8 号

名古屋市長選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじ
を行う日時及び場所について

名古屋市長選挙公報発行条例（昭和26年条例第19号）第 4 条第 2 項及び名古屋市長選挙公報発行規程（昭和31年選挙管理委員会規程第 1 号）第 7 条の規定に基づき、令和 3 年 4 月 25 日執行の名古屋市長選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和 3 年 4 月 11 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

1 くじを行う日時

令和 3 年 4 月 11 日 午後 5 時 30 分

2 くじを行う場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市役所東庁舎 5 階 選挙管理委員会室

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第9号

名古屋市長選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定に基づき、令和3年4月25日執行の名古屋市長選挙において、選挙運動に関し支出することができる金額の制限額は、候補者1人につき次のとおりである。

令和3年4月11日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

制限額 27,724,900円

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第10号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和3年4月11日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,786 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の委員の解職の請求）に規定する数

336,158 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,716 人	熱 田 区	18,295 人
東 区	22,249 人	中 川 区	60,371 人
北 区	45,641 人	港 区	38,853 人
西 区	40,922 人	南 区	37,478 人
中 村 区	37,797 人	守 山 区	47,445 人
中 区	24,176 人	緑 区	66,898 人
昭 和 区	28,638 人	名 東 区	43,586 人
瑞 穂 区	29,972 人	天 白 区	43,721 人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する数

314,877 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第11号

名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙人名簿の選挙
時登録の基準日について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づき、令和3
年5月23日執行予定の名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における選挙人名
簿の選挙時登録の基準日を令和3年5月13日に定めた。

令和3年4月15日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市長選挙選挙長告示第 1 号

名古屋市長選挙における候補者の届出について

令和 3 年 4 月 25 日執行の名古屋市長選挙において、次のとおり候補者の届出があった。

令和 3 年 4 月 12 日

名古屋市長選挙選挙長 堀 場 章

名古屋市選挙管理委員会事務局

令和3年4月25日執行 名古屋市長選挙 立候補者一覧

届出 順位	ふりがな 氏名	本籍の 都道府県名	住所 ウェブサイト等のアドレス	年齢	所属党派	職業	届出年月日
1	河村 たかし かわむら	愛知県	名古屋市東区 takashi-kawamura.com	72	無所属	名古屋市長	令和3年 4月11日
2	押越 せいいち おしこし	石川県	東京都八王子市 https://seiichioshikoshi.fc2.net/	62	無所属	非営利特定活動法人 Targeted Individuals Japan 理事長	令和3年 4月11日
3	よこい 利明 としあき	愛知県	名古屋市南区 http://yokoi-t.net	59	無所属	社会福祉法人 理事長	令和3年 4月11日
4	太田 敏光 おおた としみつ	愛知県	名古屋市天白区 https://blog.goo.ne.jp/nagoya2010_001	72	無所属	無職	令和3年 4月11日

名古屋市上下水道局告示第7号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和3年4月30日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月13日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和3年5月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区名	町名	字・丁目	摘要	
中川区	富田町	千音寺・一本松 千音寺・稲屋 千音寺・猪ノ木 千音寺・上之坪 千音寺・上前田畔 千音寺・上屋敷 千音寺・粉諸 千音寺・桜木 千音寺・三角 千音寺・三反田 千音寺・下前田畔 千音寺・中地 千音寺・中狭間 千音寺・西川岸	一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター

		塚 千音寺・ 平毛 千音寺 ・無田居		
--	--	--------------------------	--	--

3 供用を開始する排水施設の位置

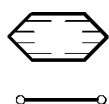
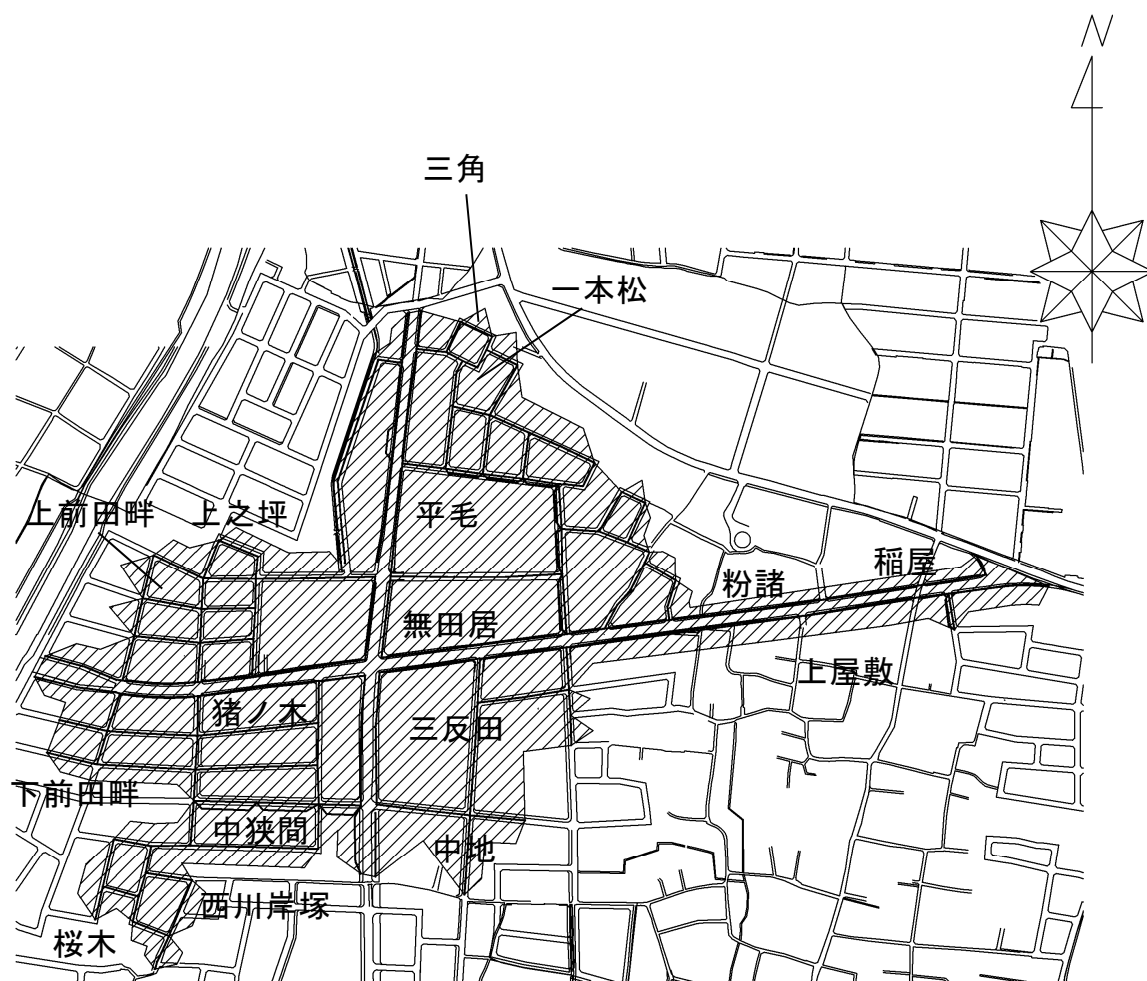
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	中川区
分流式	

排水施設の位置図

中川区（合流式）
（富田町千音寺地内）



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 4月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス中丸店

名古屋市北区中丸町 2丁目23番 ほか 6筆

2 変更しようとする事項

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量	
	変更前	変更後
建物内南側再利用対象物保管施設	9.0m ³	変更なし
建物内南側廃棄物保管施設	6.0m ³	4.5m ³
計	15.0m ³	13.5m ³

3 変更の日

令和 3年 4月24日

4 変更しようとする理由

誤記修正のため

5 届出の日

令和 3年 4月 5日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

北区役所情報コーナー及び西区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 4月14日から同年 8月16日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 8月16日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 3年 4月16日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 3年 4月20日（火）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第23号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第24号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第25号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第26号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第27号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第28号議案 農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について

第29号議案 令和 3年度事業計画について

名古屋市農業委員会事務局農政課

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和3年4月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 対象区域

名古屋市北区上飯田南町4丁目1番3、1番4、1番10、2番2及び2番4

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課
（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課